

自小作中層前進論の今日的坐標：「佐賀農業」の反省にたって

都留，大治郎

<https://doi.org/10.15017/4403351>

出版情報：経済学研究. 29 (5/6), pp.165-204, 1964-02-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



自小作中層前進論の今日的坐標

——「佐賀農業」の反省にたつて——

都 留 大 治 郎

目 次

- 一 問題の提起と反省
- 二 作物表の論理
- 三 自小作中層の展開条件
- 四 「佐賀段階」と水体系（以上本号）
- 五 自作骨化と全面落層
- 六 佐賀農業の停滞と転移
- 七 機械体系と労働組織
- 八 展望と評価

一 問題の提起と反省

戦前、寄生地主制の下での農民層分論として、いわゆる「自小作前進論」ないし「中農標準化論」があった。とくに

自小作中層前進論の今日的坐標

第二十九卷 第五・六号 一六五

中農・自小作の前進、膨張が、戦前の佐賀平担部農業の分析から典型的に検出されたため、この層を「佐賀段階」の生産力の担い手とする「佐賀段階論」が生れた。小論での問題は、自ら寄生地主制を容れつつ農地改革を必然化したこの生産力形成層が、戦後の農業構造の変革のなかで、いかなる変貌の方位をとるかを検討することである。生産力形成層としてのこの自小作中層が、戦後どのように停滞・転移・発展するかを究明するには、当然その形成過程が再度反省されねばならない。この反省はまた同時に、「自小作中層前進論」の今日的評価にもつらなる。

戦前、自小作中層の膨張を、農民層の分解理論としてとらえると、こうである。自小作中層の膨張は、分解の二つの軸線の交叉の上に生じた。一つは、零細小作（年雇）ないし零細自作を発進基地とする上昇軸線であり、他の一つは、手作地主ないし自作中層にはじまる下降軸線である。この上昇、下降の両軸線の交叉が、中農層におちて、この層を肥大させた。

まづ上昇農民層についていえば、その小作地拡大は家族労作経営の規模で頭打ちして自小作転進に移る。そのさい農民地を核にもつ自作農と、もたない小作農を比較すれば、現実的に後者がより強いエネルギーをもっている。いづれにせよ、経営地の拡大は中農規模を限度とする。そのさい自作系譜の上昇農民層の場合は、おうおうにして、中規模の永続農家として固定する。かりにまたこれらの農民層が、所有地をその限度以上に取得しても、これをすべて自己経営に投入して、富農↓農業ブルジョアにまで転成する展望はない。寄生地主制の障壁の前に、自ら寄生地主として昇華するからである。

次に没落農民層についていえば、これらの層が所有規模をそのままにして、経営から足を洗うだけなら、中小寄生地主への蛹化である。逆にまづ所有権を失っても、経営にかじりつけばその下降は、自作中農↓自小作中農↓小作中農↓

零細農という形態をとる。いづれの形態の下降にせよ、一方の極にプロレタリア化があり、他方の極に寄生地主化がある。

上昇農民層の場合、経営が中規模で限界をつくのは、家族労作経営の規準を脱しえないからであり、自小作↓自作↓寄生地主と横すべりするのは、寄生地主制の障壁があったからである。下降農民層についても、永続農家としての固定を別とすれば、小地主として寄生しえたのは寄生地主制（高率小作料）の存在があったからである。小作零細農↓プロレタリア（離農・離村）化とともに、小作貧農の強い滞留があったのは、この寄生地主化（ブルジョア化の展望の否定）の盾の半面である。こうして、自小作中層の膨張は、寄生地主制の下で特殊に構造化された農民層分解の当然の帰結であった。これを図示すれば、第一図の「農民層の分解図」³⁾となる。

上述の自小作中層の膨張のなかで、生産力の担当者として真にバイタリティを発揮しうるのは、上昇軸線に乗る農民層である。このような自小作中層の前進を、「農家の生態図」としてとらえたのが第二図である。発展の方向をX↓Yとし、右辺を小作地、左辺を自作地とする。まづAに発進した零細小作（年雇）が、経営地を取得、拡大するには、小作地を拡張する他にはない。A↓B-Cに示す小作膨張がそれである。けれどもある程度、この運動がすすみ経営規模が家族労作経営の上限にたつると従来の小作地を自作地化しようとする。B-C↓D-E運動に転化する。自小作転進である。むしろ、自小作転進は生やさしい過程ではない。経営規模を一段のぼるより、小作形態から自作形態に移る方が、より大きなエネルギーを必要とする。苦汗労働と過少消費をテコとする内部蓄積が前提される。しかもこの転進は、B-C↓D-Eの単純な移行ではなく、しばしばC↓D-D'という純粹な小作地増大もあわせもつ。B-C↓E-D'という経営規模拡大のエネルギーがなくては、小作地の自作化も難しい。経営規模としても拡大のバイタリティをもつ農家のみが、自作地化というけわし

とは、自小作転進を中軸に、純粹な小作地拡大と、しばしば純粹な自作地取得をもあわせもつようなバイタリティに溢れる時期にある農家を指している。

さきにB-C || E-D'線を、家族労作経営の上限といったが、E-D'はさらにそれを上廻っている。したがってB-CからE-D'への増大過程は、機械体系の整備、家族労働の組織化、臨時雇の導入をテコとして、家族労作経営の限界を拡張していく過程でもある。もちろん、戦前段階の日本農業のなかでは、この増幅の幅はきわめて限定されたものである。E-D'規模農家（具体的には二〜三町規模）、とくにE-D'規模農家（具体的には三〜五町規模）は、かりに臨時雇導入で補強しても、家族労作経営のギリギリの限界であった。たとえば後継者の進学、就職等により、家族の労働組織に少しでもヒビが入ると、E-D'規模は経営としてなりたない。そういう農家は落層をはじめ、その下降の生態は次のようである。

まづD-D'という小作地を手離して、自作農に純粹化する。発展のエネルギーを失い、すでに没落過程に入った農家は、自作農として安定することも難しい。寄生（脱農）期に入った農家は、この没落 || 離農の過程をすすみ、その延長線上に完全離農をむかえる。その方向は二つである。一つはE-D'ないしE-D'を全て貸付地にだすG-F規模の寄生地主への昇華である。とくに西南地帯に多かった寄生小地主は、離農過程に入ったこれらの農民層が最終的に蛹化した姿である。他の一つは、没落過程がさらにドラスティックな形で襲った場合である。経営と所有とをいっきに喪失し、Fに収縮する賃労働者化の過程である。

以上が、X-Y軸の上を、Aを起点とし、FないしG-Fを終着点として、世代交替を経ながら運動するエネルギーを、農家の生態として焼きつけたものである。自小作中層の膨脹前進とは、戦前、実質的な生産力の担い手として形成されたこの自小作転進期にある中農層の大量的存在であった。戦後の農地改革は、寄生地主制を解体し、自作農的土地所有

を創った。創出された新しい基盤の上の自作農は、かつてのような自小作転進にみる「死の飛躍」を必要としない。寄生地主制の障壁はとり払われ、そのかぎりで中農前進は、その資本家経営の展望にも通じるかにみえた。けれども、現実には農民経営の資本的経営への発展の展望はない。一つは、改革が地主制を一掃はしたが、その下での零細農耕を变革しえず、かえって零細な自作農的土地所有に経営を骨化したからであり、二つはこれを独占資本が収奪の対象として、正確にその体制の下に把握したからである。こういう条件の下で、中農標準化は再生産された。

戦前から戦後への農業構造の変化を、一応、上述のように把握しても、農民層分解論、あるいは農家の発展の生態論からみた「自小作前進」ないし「中農膨脹」の規定について、今日の目からみて問題や反省がないではない。またその延長線上に、戦前の自小作中層にかわる生産力の形成・担当者が生れているかどうか問題である。問題、反省を摘記すれば、こうである。

(1) 改革の前後をつうずる自作農の性格規定の問題

ほんらい「自営農民の自由な所有」は、「小経営のための土地所有の最も正常的な形態」であり、「経営様式の完全な発展のため」、「人格的自立性の発展のため」のかぐべからざる基礎である。だが改革前の自作農には、こういう分割地農民としての独立的発展の展望はなかった。かれらは、寄生地主制の藩屏、末端組織にすぎなかった。寄生地主制の障壁のある限り、自作農形態も経営のより一層の発展のための必要な通過点でなく、農業生産力の向上、経営の合理性を追及する視点では、小作形態での経営地拡張の方がより合理的で、自作への転進はむしろ不合理である。ただ、自作農化は、高率小作料の圧迫から、農民の経営、家計を解放し、その限りで農民の余剰蓄積を大きくする。けれども小作料前払いとしての土地購入資金は、あらかじめ生産的経費から落され、かつ自作化後手にしうる地代部分も、必ずしも生産的投資にはむかなかった。戦前の自、自小、小作別

の農家經濟調査の分析が、正確に実証するところである。

小作、自小作層が、苦汗労働と過少消費を武器としつつ、高率小作料の重圧の下でなお、農民的余剰＝蓄積をしぼりだしていた時、その重圧から解放されていた自作農はかえってその競争力の弱さを土地所有によって補いつつ、自作地＝家族経営という保塁のなかに安住していた。もちろん、自作化は、「人格の自立性」と、「生活の安定性」を保証する。したがってまた、小作農は経営の合理性の追及、競争の貫徹の原則をはなれて、一定の時点で、自作化を強くもとめた。小作農が自作農に転化する時、本来の農民地をもつ自作系譜の安定＝停滯層と同じような性格になるとすれば、自小作農も半身は自作農だという意味で、自作農一般がもつ停滯的性格を共通にもっている。かりにそうだとすれば、自小作前進は、小作型膨脹が自小作へ旋回しはじめた時、すでに停滯への第一歩を踏みだしたことになるのか。「自小作前進」とは「自小作停滯」の謂なのか。

前進的な自小作と、停滯的な自作とを、ただ一点、区別するところがある。それは、自小作前進の過程では、小作地の自作地への転換とともに、小作地の取得・拡大をとまなうのが普通だという点である。小作地の自作地転換は、経営の合理性の貫徹をそれだけ歪めるので、その危険をのりきるためのエネルギーが必要である。そのエネルギー源が、経営規模の拡大（新しい小作地借入）を通ずる生産力の追及である。自小作中層とは、一方で自作化によって寄生地主制からの自己解放を試み、他方で商品生産の発展に経営規模拡大をあわせようとするバイタリティをもつ農民層の存在形態である。改革前の自作農には、こういう意味のバイタリティはすでにない。生産力論の立場からみて、自作農は本来、停滯層である。そしてこういう性格は、改革が生んだ自作農にもひきつがれている。

(2) 「自小作前進論」の理論的反省にかかわる問題

自小作前進論は、それを生んだ当時の時代的制約もあって、

生産力論をでない。だから、生産力＝使用価値形成の問題が、価値の形成＝実現という媒介項ぬきで、蓄積論にそのま
ま結びつけられるという批判⁵⁾も、当然あびせられる。けれども、自小作前進論は、本来、農民分解論である。そして農
民分解論とは、商業的農業の発展を通じて生じる農業生産力の上昇が、既往の生産関係と矛盾し、これを新しい生産関
係に改編していく総過程を扱うものである。農業における資本主義の「発展の理論」である。分解論はこの当然とし
て、価値論はおろか、再生産論、市場論、地代論をふまえた上に立っている。自小作前進論が農民層の分化・分解論
であるかぎり、価値の形成＝実現の問題を、その基底において抽象しているわけではない。むしろ、戦前の理論の環境
および水準において、資本主義の分析には再生産論の具体的適用⁶⁾がせいぜいであつたなかで、農民分解の理論、資本主
義の発展理論をとりこんだのは、自小作前進論の理論的功績であつた。理論はそれによって新鮮さと、柔軟さをえた。

けれども、自小作前進論は、問題の提示の仕方を生態論によつてゐる。背景にある問題意識は別として、資本主義的
生産関係の発展の基礎過程、発展を阻む前期的な諸関係の重圧そのために生じる発展の特殊性等を、まっこうから扱っ
てはいない。発展を扱つてはいても、「歴史」としての発展でなく、「生態」としての発展である。

(3) いわゆる佐賀農業の「停滞」についての問題

以上と関連あることだが、自小作前進論は、「佐賀段階」＝「佐賀型」論によつて、豊かな具体性をもつた。けれども、段階論と発展論とは本来おなじものではない。前者が視野を生
産力の発展段階に限っているとすれば、後者は資本主義の基本的な生産関係の発展そのものをあつかつてゐる。自小作
前進論は、段階論と結びつくことによつて、かえつて自らも生産力論の枠内にとじこめることになつた。このことを問
題にするのは、戦後における佐賀農業の停滞が、意誠にあるからである。ここにいう停滞とは、いうまでもなく生産力
の停滞である。農地改革は、寄生地主制の解体によつて、生産関係の基底を变革し、また新しい生産力の段階を劃し

た。だがその生産力段階は、すでに佐賀農業においては、戦前、到達していたものであった。改革は、その水準を全国的に平準化したまでである。生産力視点だけに立つかぎり、東日本の「躍進」と西日本の「停滞」は、当然の過程といってもよい。また東日本が昭和30年以降、停滞局面に転換する⁽⁷⁾のも、その意味で必然の過程である。生産関係における新しい変革、零細農耕との矛盾の新しい解決なしには、生産力の水準もまた、新しい段階をむかえ得ない。けれども、佐賀農業においても、人格の自立性の確保、経営・生活の水準向上という点では、大きい変革をうけている。いわば、東北・北陸農業が、農地改革の成果を生産力の上昇にうけとめた⁽⁸⁾とすれば、佐賀農業はおなじ改革を生活水準の向上にうけとめた⁽⁹⁾といつてよい。その意味では、佐賀農業の停滞はない。けれども、このことはまた、戦前の自小作前進の生産力論・生態論的な規定への反省にも通じる。

以上の点を問題意識として、まづ自小作中層の形成過程を反省し、次いで戦後におけるその骨化、転移の過程をみる。

- 註 (1) 田中定『佐賀県平坦地帯一農村の分析』(『経済学研究』九卷一号) 同『佐賀農業論』(『経済学研究』九卷四号)
(2) 綿谷赴夫『日本農業における中農層の形成』(『農業総合研究』5巻2―3号)
(3) 田中定『佐賀県平坦部農業及び農村の研究』(東亜農業研究所「佐賀農業の研究」)
(4) マルクス『資本論』第3部47章
(5) 磯辺俊彦『佐賀平坦農業における農民的蓄積の動向』(農業綜研九州支所「九州における経済と農業」)
(6) 吉村正晴『地域経済への二、三の反省』(九州経済調査協会「研究報告」No. 31)
(7) 山田盛太郎『日本農業再生産構造の基礎的分析』(土地制度資料保存会)

二 作物表の論理

——生産力展開の阻止要因をふくめて——

ひとり佐賀農業にとどまらず、戦前の日本農業の作物表には、多彩な商品作物の取捨を通じて、水稻＝米への一元化過程が貫徹した。「米」基軸は、寄生地主制確立期、その変容期、昭和大恐慌を劃期としてますます強められた。市場規模も、消費人口の増大と、一人当り米消費量の増加に裏うちされて拡大した。第1表にみるように明治10年代を基準として、明治末、その二倍、昭和大恐慌あけ、その三倍である。とりわけ、佐賀米市場は、これを圍繞する形で展開した北九州、筑豊の工鉱業地帯および長崎・佐世保の工業地帯の上に築かれた。すなわち次の三つである。(第2表参照)

- (1) 明治29年官制公布、明治34年開業の八幡製鉄を中軸とした北九州工業地帯(大正初葉八幡製鉄の従業者倍増、北九州5市人口30万ラインを越える)
- (2) 明治14年の蒸気排水の開発を起点とする石炭産業革命の開始が、明治末葉、鉾区独占と特権的商業資本機能に支えられた財閥系炭鉱の独占的地位の確立とこれに対する中小炭鉱の従属形態の完成という形で、実を結び、同時に石炭産業自体が独占段階に移行した筑豊産炭地帯(大正初葉、明治末葉、39年)に比して出炭量でも倍、出炭価格で40倍、試掘坪数14倍、採掘坪数2倍を記録し、炭鉱従業員、福岡県諸炭田で15万人ラインを越える)
- (3) 明治20年の長崎造船所三菱掌握を起点とし、日清・日露戦争をへて造船産業革命を完成する三菱長崎造船所を中軸として展開する長崎の造船関係工業地帯と、明治19年の鎮守府設置を起点とする佐世保軍港の拡大と、これと関係の造船関係工業を展開する佐世保周辺地帯

第 1 表 人口の米需要量と市場米（推定）との比較

	消 費 口	1人当 消費米	消 費 量	市 場 米	指 数	過 不 足
	千人	石	石	石		石
明治16~20	13,662.1	0.861	11,763,068	12,452,607	100	+ 689,539
21~25	15,338.3	0.961	14,740,106	15,082,085	121.1	+ 341,979
26~30	17,095.9	0.928	15,864,995	14,576,511	117.0	- 1,288,484
31~35	19,397.7	0.984	19,089,374	17,746,833	142.5	- 1,342,541
36~40	22,563.0	1.064	24,017,672	20,098,042	161.3	- 3,919,630
41~T. 1	24,896.0	1.039	25,866,944	24,369,708	195.6	- 1,497,236
大正 2 ~ 6	28,094.0	1.088	30,562,272	27,170,761	218.1	- 3,391,511
7 ~ 11	30,542.7	1.130	34,513,251	30,663,310	246.3	- 3,849,941
12~S. 2	34,247.7	1.121	38,391,672	31,140,054	250.0	- 7,251,618
昭和 3 ~ 7	37,257.6	1.078	46,163,693	33,190,667	266.4	-12,973,026
8 ~ 12	41,908.8	1.086	45,512,957	34,415,150	276.3	-11,097,807

註 1. 農林省「農林省累年統計表」等より算出した花田仁伍「米価と小作料ノート」

『佐賀大学法経論集』p.149 の数字より抽出

2. 消費人口は総人口－米作人口、消費需要量は1人当消費×消費人口、市場米は（地主米＋農民手取米）－（農家全剰米）

第 2 表 八幡製鉄その他の従業員数の推移

年度	八 幡 製 鉄		年度	三 菱 造 船		年度	石 炭 鉱 業	
	実 数	指 数		実 数	指 数		実 数	指 数
明29	39人	0.8	明22	1,224人	100	明32	61,000人	100
34	4,484	100	25	1,532	125	36	85,000	139
40	11,412	254	30	3,935	321	42	153,000	250
44	11,490	256	34	5,226	427	大 4	193,000	316
大 5	19,419	433	40	10,191	832	9	343,000	562
10	31,101	693	大 1	8,778	717	昭 2	239,000	391
昭 1	30,303	675	6	15,405	1,258	6	154,000	252
5	30,469	679	11	13,571	1,108	8	137,000	224
10	28,969	646	昭 6	6,127	500	11	198,346	325
15	49,102	1,095	11	13,421	1,096	15	322,941	529
19	66,740	1,488				19	380,957	624

註 1. 「八幡製鉄 50 年史」「三菱造船 100 年史」

2. 石炭鉱業は全国の数字で代表したが、およそその半分は筑豊である。

第 3 表 九州各県産米の移出推移 (千石)

移出県	総 移 出 (A)		九州外仕向		九州内仕向 (B)		九州内仕向比率 (B/A)	
	大正 8 ~10年	昭和 9 ~13年	大正 8 ~10年	昭和 9 ~13年	大正 8 ~10年	昭和 9 ~13年	大正 8 ~10年	昭和 9 ~13年
福 岡	208	135	162	78	45	57	22%	42%
佐 賀	487	653	120	123	366	530	75	81
長 崎	—	50	—	32	—	18	—	36
熊 本	750	601	390	250	360	351	48	58
大 分	251	373	122	161	129	212	51	57
宮 崎	203	195	143	80	60	115	30	59
鹿児島	300	126	270	84	31	42	10	33
計	2,198	2,133	1,207	808	992	1,325	45	62

- 註) 1. 各年産米の県外移出高を示す。
 2. 大正 8—10年は農商務省農務局「穀物検査事業要覧」第一号
 昭和 9—13年は農林省米穀局「道府県産米移入高調査」
 3. 農林省総合農業研究所九州支所編「九州における経済と農業」
 P. 198 の数字を借る

第 4 表 米の移出先別移出数量 自昭和 6 年 10 月
至 同 7 年 9 月

	移出数量	百 分 比	主 なる 出 荷 区 域
東 京	106,103俵	7.3	佐賀、小城、杵島、東松浦
愛 知	12,291	0.8	小城、杵島、神埼
京 都	6,595	0.4	神埼、杵島
大 阪	277,588	19.2	各 郡
和 歌 山	15,461	1.0	小城、佐賀、神埼
兵 庫	27,884	1.9	佐賀、神埼、小城
長 崎	606,431	41.9	各 郡
福 岡	336,976	23.3	各 郡
其 他	55,048	3.8	
計	1,444,377	100	

註 帝国農会「地方産米に関する調査」

第 3 表にも明らかなように、大正中期、九州各県の産米は、北部諸県(佐賀、熊本、大分)においては域内市場とむすびつき、南部諸県(宮崎、鹿児島)においては、九州域外市場とむすびついた。とくに佐賀米は九州域内向比率 75%を示して最高である。佐賀米

第5表 自作地小作地別増減表

年次	自作地		小作地	
	実数	百分比	実数	百分比
明治17	40,786 ^町	63.2	23,680 ^町	36.7
22	39,079	56.4	30,177	43.5
27	41,269	59.0	28,682	40.9
32	43,904	60.8	28,204	39.1
37	41,821	57.9	30,313	42.0
42	41,215	57.9	29,962	42.0
大正1	41,015	57.5	30,363	42.5
5	41,739	57.9	30,354	42.1
10	41,323	57.0	31,214	43.0
昭和1	42,326	58.1	30,461	41.9
5	41,202	56.5	30,946	43.5
10	40,730	56.4	31,512	43.6
15	41,045	56.8	31,115	43.2

註「佐賀県農地改革誌」下巻による。

が全国市場（深川、堂島）から地域内市場（北九州の前述3市場）へ、その主軸をふりかえたのは、福岡、長崎両県の地元米の不足と、この市場にたいする佐賀の立地条件と、九州における最大の移出余力（産米にたいする県外移出率）をもっていたからである。さらに、昭和期には、佐賀米はますます北九州市場への傾斜をつよめ、北九州を、その独占的市场として掌握していく。事実、第4表が示すように、昭和恐慌あけ、産米のほとんど半分は長崎にむけられ、福岡をあわせると65%に達する。以上の三拠点を中心とした北九州工鉱業地帯の人口集積、それにとりなう米の需要市場の拡大に、佐賀産米はむすびつき、この結合のなかで、佐賀農業は米を基軸とし、米に異状傾斜をする商業的農業を開花する。もちろん、昭和恐慌あけの本格的開花の前に、一、二の曲折、準備階程をへなければならぬ。(1)寄生地主制の成熟度の稀薄性、確立期のおくれ、(2)それを反映する米商品化過程の標準化統一化努力（米穀検査制度）の弱さ、(3)水稻品種統一化のおくれ、等である。

(1) 寄生地主制の未成熟、その確立期のスレ 第5表にも示すように、一般的な寄生地主制確立期においても、佐賀県の小作地率はそれほど高くない。明治末葉（41年）全府県平均の小作地率は、耕地総計において45%、水田のみでは50%、隣県福岡ではおなじ期にすでに53%を示して

いる。これに対して、佐賀では水田が圧倒的な重み（大正元年の水田率77%）をもっているのに、小作地率は、全体として42%をでない。西南地帯の先進的な農業県では、大正中期以降、小作地増大はすでに限界をつき、自作化傾向が強くなるのに、佐賀では東北とおなじく、小作地率がいぜんとして増大する。しかもその比率が最高を示す時点で、45%をでない。小作地率の大きいと、その動きについてみるかぎり、佐賀の寄生地主制は他の西南諸県のように固く成熟せず、かつ時期的にも若干のタイム・ラグをもつ。たとえば50町以上の大地主も、10町以上の中地主も、その数は相対的に少い。前者については、大正10年26人を数えるのみで、福岡の65人、熊本の89人に比して相対的に少い。10町50町地主も、土地所有者総数にしめる比が、佐賀では0.7%で、福岡の1.0%、熊本の1.0%より低い。

佐賀における寄生地主制が、他の西南先進諸県におけるように明治中末期に成熟しなかったのは、旧藩時代の土地制度の強い投影もあったからである。佐賀藩、とりわけ佐賀平担部の本藩蔵入地では、藩権力による直接的な農民掌握力がつよく、藩権力と農民の間に隷農主的豪農ないし請負新田に寄生する地主等の中間搾取者の介在を許さなかったからである。その意味で旧藩の「均田制度」⁽⁴⁾が、明治以降の土地制度にも深い影響をおよぼしている。また、普通大地主の系譜に多い大庄屋、庄屋が佐賀ではほとんど後を絶っている。数少い50町以上の寄生地主では、むしろ古い系譜とはかわらない「銀行業者及び会社社員」等の比較的に新しい形成層が多い。

地主制の岩盤は、他の西南諸県とちがって案外ふるく、むしろ鹿児島型に近⁽⁵⁾い。その古い岩盤の上に、鹿児島と違ってやや新しい表土が被っているだけである。その意味で寄生地主制すら典型的には成熟せず、手作地主層と、大正以降のその変型たる「年層をもつ自作大経営」が、強固に生き残ったわけであろう。ちなみにいえば、三〇五町の所有規模農家も、経営規模農家もそれぞれにしめる比率、前者5.2%、後者が2.2%で、西南諸県のなかでは圧倒的に高い。

(2) 米の商品化過程における標準化―統一化努力（米穀検査制度）の弱さ

以上のごとき佐賀の地主制の特殊な構造が、この点に当然反映する。なぜかなら大正期まではまだ、商品化米の主導権を握るのは地主であるからである。花田仁伍氏⁽⁶⁾の推計による第6表を借りると、明治末―大正初期、それ以前の時期より、販売米に占める生産者米比率は高まるが、いぜんとして60%は地主米が占める。大正中期以降、地主制の変容期（米騒動を劃期とする）においても未だ地主米が58%、大正末期においても55%である。生産者米と地主米の比率が逆転するのは、漸く昭和期に入ってからである。ところで、商品化米の主導権を地主が握っているかぎり、その販売米には地主的利益・関心が刻印される。地主が小作料收取を目的とする寄生地主であるかぎり、産米改良については、小作米の量的増大を別とすれば、直接生産過程より、その商品化過程により強い関心をもつのは理の当然である。地主はその小作米について商品としての規格化・純化、すなわち調整、品位、包装の完全化を要求する。事実、その要求をみたす米穀検査制度は、全国的にも寄生地主制の確立とほぼその期を一にして完成する。けれども、佐賀県ではこの制度の確立がおくれ、かつ普及率が低い。

もともと佐賀県でも、農業倉庫、米穀検査制度確立の努力がなかったわけではない。前者については、明治末に発足した米券倉庫が地主、商業資本の利益だけに直接つらなるものとして、生産者の利益をまもるために、米穀共同販売事業の推進がはかられる。これが農業倉庫法（大正6年）にもとづく農業倉庫に実を結び、大正期を通じて、農業倉庫が米券倉庫にとって変る。けれども佐賀県では現実に米券倉庫はさして普及していたわけではない。またこれにとって変る農業倉庫も、佐賀米の旧来の不声価を改善し、米価の上昇と安定を齎したことは否めないが、大正末期においてもその普及・利用率は、全国的にみてそれほど高くはない。

後者の米穀検査については、肥前米輸出同業組合による自主検査はすでに明治中葉（33年）からあったが、検査基準

第 6 表 市場米の地主米、農民米比率

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	市場米構成	
	水稲總生産量	水小作料差引(1)-(2)	農民取前	農民自給米差引(3)-(4)	農民自給米差引(2)+(5)	商化品量(市場米)	地主米(2)/(6)	農民米(5)/(6)
明治 18 年	千石 33,754	千石 10,749	千石 23,004	千石 22,144	千石 860	千石 11,609	% 92.59	% 7.41
明41~大 1 年	49,648	15,061	34,587	26,507	8,079	23,141	65.09	34.91
大正 5 ~ 9 年	56,883	16,788	40,094	27,834	12,260	31,049	54.07	45.93
昭和 8 ~10 年	58,861	15,378	43,482	26,446	17,036	32,415	47.44	52.56
昭和16~18年	60,541	14,765	45,776	26,358	19,417	34,183	43.19	56.81

註 1 「農民自給米」は「農民取前」から、米作農家人口と米穀需給表による 1 人当り消費高より推定。米作農家戸数は昭和 8 年以前の統計を見出しえないので、大正期以前はこの数字を利用、昭和期は、当年間の平均。人口は、大正 9 年、昭和 5 年の農業世帯 1 世帯人口を利用。1 人当消費高は M. 18 年は、M. 19 年米穀年度(18 年度産米は 19 年米穀年度となる)の全国平均、M. 41~T. 1 は、M. 42~T. 2 米穀年度の全国平均、大正 5 ~ 9 年は農村県平均、東畑、大川「米穀の消費統計に関する調査」(「米穀経済の研究」(1) 212頁)、昭和 8 ~10 年同じく「農村」県平均、大川一司「食糧経済の理論と計測」(95頁)をとる。昭和 16 ~18 年度は、全国平均。

註 2 花田仁伍「米価と小作料ノート」(5) p134 を借用

の統一を欠き、市場信用について実効はなかった。ために県当局は大正 3 年、組合に対する検査監督に着手し、同時にその翌年、俵装改良(3.4 斗俵を 4 斗俵に改定)を規定した米穀取締規則を發布した。さらに同 6 年、検査監督機構の充実とともに、穀物検査所を設け、産米の乾燥、調整、形状、品質、容量、俵装についての検査基準を確定し、不適確品については場合によっては運搬禁止、保管処分を命じる等のことをした。そして前述の農業倉庫の利用推進とあいまちつつ、商品化米の質の向上をはかった。大正 12 年、県令「穀物取締規則」によって、一応、米穀検査制度を確立した。

むろん、寄生地主制に結びつくこの検査制度は、他の府県でも農民の抵抗にあつて十分には滲透しない。佐賀県ではこの点での上からの強制力が弱いだけに、普及率はさして高まらない。県当局は、「県令」をはじめとして、数度の「告示」「告諭」をだして、これを推めるが実効は大して上らない。たとえば、福岡県が明治 44 年、

県管検査制度を確立してゐたのに比べると、佐賀県は約10年のズレをもっている。また、福岡が大正末、移出米のうち約半分の検査率に達してゐたのに比べると、佐賀の検査普及率ははるかに低い。佐賀の地主は、商品化過程における検査制度より、まだ直接の生産過程にかかわる、用水、肥料、農機具等により強い関心をいだいてからである。前述した佐賀の地主制の性格によるものである。寄生地主に完全に昇華しない地主たちは、昭和期に入ってもなお、米穀の強制検査より、稲小積の徹底にともなう穀乾燥法の普及や、保管農業倉庫の増設をより重要なこととしてゐる。

(3) 水稻品種統一化のおくれ

明治末、寄生地主制確立期以降、水稻品種は西南地域全般を通じて「神力」への統一がすすんだ。旧来の中性穂重型（大粒上質米）品種「都」、「白玉」等に、明治中期以後おなじ系統の「雄町」が加つたが、これらは全て、輸出用、酒用に支えられたものであった。けれども輸出米がなくなり、酒米より、大衆飯米に圧倒的比重がかかるにおよんで、中性穂重型品種は急速に退潮する。寄生地主制の確立とともに、水稻反収増大の要求はますます強く、大豆粕を中心とする肥料増収に耐えて、多収性を發揮する晚稲穂数型品種がもとめられる。この要求をみたしたものが「神力」であり、明治末から大正期を通じて最有力品種にのしあがる。明治末（40年）九州では全水田面積の42%を、「神力」が領する。とくに福岡県では、同年すでに県下全反別の60%を席捲した。

けれども、第7表にもみるように、佐賀では大正中期まで「神力」への統一は遅々としてすすまない。明治末↓大正初期、面積としては「神力」が最大をしめるが、まだ「白紅屋」、「赤紅屋」等の早生種、「米ノ山」「雄町」等の中性種が頑強に生き残つた。しかも神力の普及は、杵島、藤津、東西松浦の諸郡に高く、佐賀、神崎を中心とする平坦部では低かつた。大正初（3年）佐賀郡だけをとると、早生種がまだ過半をしめ（47・6%）、晚稲は「神力」をふくめて40%にみたない。耐肥性・多収穫品種「神力」の普及が、他の西南諸県よりおくれたのは、先の地主制の性格にも強

次 別 作 付 面 積 (佐賀県)

単 位 町

" 4	" 5	" 6	" 8	" 10	" 11	" 12	" 13	" 14	" 15	" 16
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
938	—	765	574	—	184	—	—	—	—	—
300	—	—	208	—	186	—	—	—	—	—
860	—	—	304	—	148	—	—	—	—	—
525	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15,204	—	—	1,746	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,445	—	—	862	—	—	?	?	1,027	—	—
3,451	10,408	13,890	14,136	19,590	—	24,319	25,246	24,230	22,417	21,235
3,322	9,091	13,526	12,155	11,762	—	7,024	5,767	3,928	2,718	1,258
4,161	8,581	7,264	6,752	6,781	—	7,626	6,857	7,218	5,468	5,020
—	—	—	46	—	—	?	?	957	3,000	5,224

2) 早生および中生については、最盛期 1,000町以上、晩生においては
の 5,000 町以上の普及をみた品種のみをとりあげた

したがってこの二期作形態を止揚しないかぎ

小麦 菜種 蚕豆	休 閑 (紫 雲 英)	閑 前 作	
(晩 生) 5 月中 下	(早 生) 4 月中 下	播種	水 稻
7 月上	5 月中 下 6 月上	移植	
11 月上 中	8 月中 下 9 月中 下	收穫	
休 閑 (紫 雲 英)	小麦 菜種 蚕豆	後 作	
(早 生)	(晩 生)	次年水稻	

大略こうである。
「二期作」とは、比較的に経営規模が大きくかつクリーク基盤＋踏車水利の上になつた平坦部農業が、労働力の限界から必然的にとらざるをえなかつた栽培様式である。その栽培様式は

第 7 表 主 要 品 種 の 年

早中晩別	品 種 名	明治 40	“ 44	大正 3	“ 9	“ 12	昭和 3
早 生	屋 屋 力	?	4,960	4,200	1,264	202	—
	白 赤 早	8,379	2,354	269	101	35	—
	紅 紅 神	—	86	229	1,301	611	—
	都 八 石	—	37	154	1,860	1,204	—
	膝	—	7	425	1,683	385	—
中 生	雄 米 中	—	1,259	1,359	801	807	932
	ノ 山 力	—	1,923	1,777	1,094	763	509
	生 神 力	—	1,571	143	1,031	2,921	2,030
晚 生	神 力 2 号	18,565	15,501	17,708	13,850	3,564	74
	神 力 2 号	—	—	—	1,634	14,943	2,304
	神 卯 年 神	7,070	1,795	121	—	—	—
	赤 神 力	—	6	3,820	5,371	5,299	2,249
	神 山 德 号	—	—	—	—	—	—
	神 旭 1 号	—	—	—	—	—	—
	道 海 神 力	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—

註 1) 農林省農政局「九州地方における水稻品種変遷の立地学的考察」による

り、晩生種「神力」への統一化もまだ困難であった。そしてこの止揚は、次項でみるように、大正12年電気灌漑普及を待たねばならない。

註

(1) 昭和元—5年の5ヶ年平均の消費量にたいする生産量の比率は、福岡県で81・4% (不足量54万石)、長崎県では僅かに50・2% (不足量48万石) である。逆に佐賀県では83%の余剰(55万石)を示した。

(2) 福岡県の小作地率は、明治26年49・7%、同30年47%、大正2年53・7%、同10年52・3%、昭和7年48・8%を示す。くわしくは拙稿『福岡県農地改革史』(3) 農商務省農務局『五〇町歩以上の大地主に関する調査』

(4) 小野武夫『佐賀藩の均田利度』

(5) くわしくは山田竜雄『鹿児島藩の農業構造』

(6) 「……米穀取締規則ヲ發布シ包装ヲ改良シ容量ヲ改メ……穀物検査規則ヲ發布シ検査」

查ヲ実行スル所以ノモノ……取引ノ円滑ヲ計リ以テ県下ノ福利ヲ増進セントスルニ外ナラズ当業者須ラク此ノ主旨ヲ体シ周到ノ注意ヲ以テ改良ノ準備ヲナシ乾燥調整包裂等共ニ遺憾ナカラシムヘク、又地主ト小作者トノ關係ニ付テハ益々相互ノ親善ヲ図リ、地主ハ勤勉ニシテ克ク改良ヲ実行スル小作者ニ対シテハ相当ノ奨励方法ヲ講ジ、小作者ハ貢米制度ノ當時ニ鑑ミ熱心改良ノ実ヲ挙クルニ努メ……」(大正6年8月佐賀県告諭第3号)

(7) 前掲拙著『福岡県農地改革史』下巻14—20ページ

(8) 産米改良調査会の改良案(昭和6年)にいう。「……本県の産米は他府県と特異の事情にあり、即ち主要米産地たる平坦部は大量の粃貯蔵をなし端境期に至るまで時々調整販売をなす外この主産地における精米業の發達は全国に類がなく、地方取引米については移出米同様の包装を施すの必要なく……」

(9) 農業技術協会『明治以降における農業技術の發達』17ページ

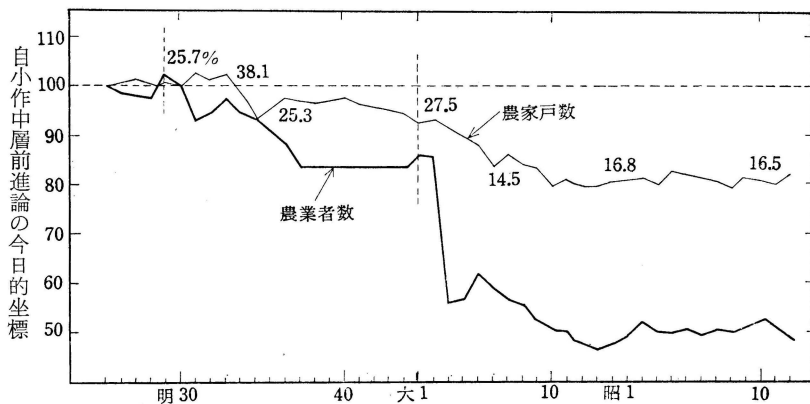
三 自小作中層の展開条件

——労働力市場の拡大と労働組織の再編——

自小作中層を膨脹させる他の一つの条件は、佐賀平坦部農業を、適当な距離を置いて囲繞する労働力市場の展開である。すなわち、前述の筑豊・三池産炭地の成立・拡大、北九州工業の立地・展開、長崎、佐世保造船工業地帯の膨脹、これである。大正2年、當時の三井銀行常務早川氏は、九州の「三大事業」の活況を視察して、こういふ。⁽¹⁾

「枝光製鉄所、長崎造船所、三池の三井家事業は実に九州に於ける三大事業と称す可く、予が六、七年前視察した當時と今日の枝光製鉄所とは決して同日の談に非ず技術の熟練、製品の改善むしろ驚く可く、……三菱家の造船所を見たるは十二年振りなりしが其最新技術の応用せられつつある是れ亦喫驚せし所なり三池に於ける三井家の事業は独り採炭業のみならず築港を為し又コークス、硫酸アンモニア、製造工業を起し……これ一大偉觀なり」

第 3 図 農家労働力及び戸数の推移 (佐賀郡市)



1) 明治 25 年=100, 数字は兼業農家比率

2) 各年「県統計書」による

3) 前掲磯辺「いわゆる佐賀段階の形成過程」 29 ページを借りる

第 8 表 佐賀県人口推移一覽

項目 年次	総人口	(明治16年 基準) 準数	(大正11年 基準) 準数	農家数	(明治16年 基準) 準数	(大正11年 基準) 準数
大正 1年	638,943	133.7		70,022	90.8	
5	705,589	138.0	100	68,182	88.5	100
10	685,284	134.0	97.1	66,338	86.1	97.2
昭和 1年	677,270	132.4	95.9	67,044	87.0	98.3
5	691,565	135.2	98.0	67,121	87.1	98.4
10	686,117	134.2	97.2	65,896	85.5	96.6
12	687,036	134.3	97.3	66,014	85.6	96.8
15	701,517	137.2	99.4	63,605	82.5	93.2

註「佐賀県統計書」による

産業資本確立期における広義の北九州地域の工業発展のすさまじさを、その財閥の中心にあった人自らが驚いている。

これら諸工鉦業への労働力給源は、地元の北九州諸県（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分）農村である。とくに佐賀の農村は、県内に工鉦業をもたないだけに、流出の主力となった。南九州のさらに低質の労働力は、この期、いや戦前の全期を通じて、北九州工鉦業との結びつきをそれほどた

ない。南九州の労働力移動は、その主軸を、直接に阪神地域にむけていた。したがって、北九州工鉱業の労働力給源はもっぱら、北九州諸県だったとみてよい。事実、佐賀県の総人口は、大正初葉を頂点に急速な減少過程に入る。すなわち、第8表が示すように、明治16年を基準として、大正初葉40%近く増えたが、その後は減少しはじめ、大正5年を基準とし、昭和初頭には96の指数を示す。

この傾向を、農家数、農業就業人口の動きにしぼると、第3図のように、より鮮明である。すなわち、農業者数——厳密ではないが農業就業人口に近い——は、明治25年を基準として、同40年にはすでに80%に、大正初期はほぼ50%におちている。それ以後もむろん緩慢な下降をつづける。他方、農家戸数は農業者数にくらべると、固着性をもつが、大正中期には農業者数の減を反映してかなりに減少する。たとえば明治41年を基準とする大正6年の農家戸数は全国で101を示すに対して福岡94、佐賀97、長崎98、熊本99、大分96、宮崎101、鹿児島103である。南九州では農家戸数が未だ漸増過程にあるとき、佐賀をはじめ北九州諸県では、減少過程に入っている。当時の農家人口の移動を、南九州と北九州に類別して法則化すると、こうである。

人口移動起点		形態		市場	
北九州	大正初期	非還流(挙家離村)		北九州工鉱業地帯	
南九州	大正中・末期	還流(出稼)		阪神工業地帯	

北九州諸県における大正初葉からの急速な農家労働力の流出の契機をなしたものは、いうまでもなく、北九州工鉱業地帯の労働力集積作用と、米価と工業労働者賃金の相対価格の乖離の開始(農家一人当り家計費/労働者一人当り家計費_{80.8})である。この間の事情を、佐賀新聞の「出稼乎放棄乎⁽²⁾」の論説によるところである。

「若し夫れ農家にして専心一意農業に従事して十二分の収益を挙ぐるを得れば誰れか好んで都会に出稼し、副業に力を入れるものあらんや然るに事之と反し如何ほど本業たる農事に全力を傾倒するも其收穫には一定の限りあり、而かも米穀の価従来の如く低廉なるに於ては勢い本業以外に余業を作りて一家の支持に努むるか將た全然鋤を抛ち田畑を他人の手に委ねて工場の職工となるか二者其一に出ざるを得ざるや」

農家労働力の流出の契機をなすものは、このような、佐賀平坦部農業を圍繞する外部経済・労働力市場の展開である。けれどもこの市場からの吸引作用を、農業労働力収縮に、追認し、可能にするものは、農業内部の構造的な変革である。とりわけ労働組織の再編の可否である。クリーク農業を基盤とする水稻二期作形態の止揚、晩稻一期作への統一は、旧来の労働組織の崩壊の延長線上にも必至のものとなっていた。

クリーク基盤＋電気灌漑体系＋水稻一期作形態への対応を、労働組織の近代化という点でみれば、次の三段階をへる。

- 1 年雇労働の放出（大正初葉↓電気灌漑普及）
- 2 家族劳作経営の確立（大正末↓昭和初）
- 3 家族労働＋臨時雇（昭和恐慌以降）

年雇依存・水稻二期作形態の存続するかぎり、たとえ労働力市場の展開にともなう年雇給源の枯渇があっても、年雇賃金の引あげによってこれの確保に狂奔するほかにはない。事実、年雇賃金は大正中期（5～10年）には、明治20年代に比べると8倍に、明治末年に比べても2倍に上昇した。それでもなお、流出する労働力を年雇として農業にとどめることは困難であった。隣県福岡では、すでに明治中期「近來物価ノ騰貴ニ伴ヒ労働賃銀ノ暴騰シタルハ止ムヲ得ザル結

第 9 表 水稻反当所要労働の推移

	明 21	明 42	大 6	昭 13	昭 16
耕 起 整 地	4.5	3.80	3.54	3.72	2.30
苗 代	1.7	0.85	0.98	1.28	0.90
田 植	1.5	2.10	2.09	1.78	1.70
除 草・施 肥	8.0	8.50	3.54	3.67	4.30
灌 (排) 水	—	7.00	1.90	2.26	0.50
刈 取・脱 穀	4.7	5.00	3.95	4.93	5.20
調 製・俵 装	4.8	2.00	2.39	1.05	0.60
合 計	25.2	29.25	18.39	18.69	15.50

註 前掲磯辺「いわゆる佐賀段階の形成過程」および山田竜雄氏算出の数字を借用

果ナリト雖モ石炭採掘業並ニ一般工業ノ発達ニ伴ヒ著シク供給ノ欠乏ヲ告ク殆ント賃銀ノ高下ニ拘ハラス需メニ応スルノ雇夫ナキ³⁾状態を嘆いてゐるが佐賀ではおなじ状態が大正初期にきたわけである。けれども電気揚水体系の確立は、この困難、嘆きを農業の内部から解決した。

二期作止揚・晩稲一期への統一が、なによりもまづ、水稻作必要労働を縮減する。たとえば、第9表にみるように、水稻反当所要労働は、明治末にくらべて大正中期、約三分の二程度に減少した。電気灌漑普及は、二期作[↑]踏車[↑]年雇をもつ労働組織の、体系を根底から変革し、農業内部に年雇を放出するエネルギーが働く。家族労作経営の確立である。だがこれは一方で年雇をもつ自作大経営を解体させるとともに、他方で自小作中層の競争力をたかめる契機になる。年雇の放出については、鎌形氏『展開過程』および磯辺氏『佐賀段階』にくわしいので省くが、電気揚水を劃期にして、年雇は佐賀平坦部から急速に退潮する。

けれども、年雇放出・家族労作経営への収縮は、その経営規模との間に新しい矛盾を激成する。揚水過程は機械化によって労働が節約されても、耕耘・整地・植付や、脱穀・調整過程は従前のままであるからだ。一期作への統一によって、従来長かった農繁期をかえって一時期に集中する。5

第10表 経営規模と労働存在様式と労働能率（昭和15年）

	經 営 規 模			勞 働 樣 式				勞 働 能 率		
	規 模	農家戸数	平均耕作面積	家族従事者数	雇手日数	臨時雇用日数	計	反当労働日数	反当收穫	一労働日當收穫
宮城県	3町以上	6	42.5	403.6	252.9	143.2	799.7	18.8	2,380	12.7
	3町以下	10	24.3	277.1	136.3	70.6	484.0	19.8	2,322	11.7
	2町以上	5	15.8	255.2	27.6	41.8	324.6	20.5	2,244	10.9
	2町以下	3	5.6	61.6	13.4	46.0	121.0	21.6	2,426	11.2
	1町以上	3	5.6	61.6	13.4	46.0	121.0	21.6	2,426	11.2
岡山県	2町以下	8	12.2	193.1	17.8	14.1	225.0	18.3	2,306	12.6
	1町以上	4	7.3	117.0	1.0	27.4	145.4	20.0	2,460	12.3
佐賀県	3町以下	1	23.1	319.2	—	57.6	376.9	16.4	2,770	16.9
	2町以上	7	14.2	237.4	2.9	15.6	255.9	17.9	2,141	12.0
	2町以下	7	14.2	237.4	2.9	15.6	255.9	17.9	2,141	12.0

註1) 昭和15年度「米生産費に関する調査」による自作農家のみをとる

2) 田中定『農業と能率』「社会政策時報」258号による

月下旬から7月上旬にわたった移植期を6月↓7月上旬に集中させ、9月上旬から11月にわたる收穫期を11月に集中させるからである。家族労働だけで、農繁期のピークを崩さなければ、経営規模の縮少か、労働組織を変えるほかない。かつて明治期の地主手作経営の場合は、年雇（前期的性格をより濃厚にもった定雇）の喪失によって、規模縮少ないし寄生化をおこなった。だが大正末のこの家族労作経営の場合は、経営規模はもともと家族人口の枠とあっているから、それ以上の縮少は、家族の扶養力をなくし、かつ過剰労力を家族の枠組に潜在させることになる。だから規模縮少でこれに対応することはできない。とすれば矛盾解決にこの段階（機械体系の変革をしえない）で残る方法は、家族労力への新しい労働力補強以外にない。こうして、家族労働＋臨時雇（農繁期）の労働組織ができ上る。

佐賀平坦部水稻作は、とくに昭和恐慌以降、隣県福岡の、とくに三潯郡を中心とする筑後平坦部を給源とする臨時雇労働に支えられる。「季節的農業移動労働の例は全国

至るところにある。しかし実人員5万を越え、延べ労力実に10万人を越える例は、その規模において空前のものであった。昭和12年当時の田植雇傭総力は22万人に上ったが、その半数は福岡県からくるといわれた。⁽⁴⁾と『展開過程』の著者も書いている。

ところで以上の過程を、生産力の上昇という観点から捕えると、次のようになる。かりに第10表によって、雇用労働依存段階を宮城県に、家族労働専一段階を岡山県に、家族労働基幹＋臨時雇段階を佐賀県に擬してみる。当然、家族農業従事者の労働日数は、一つの地域では階層を上るにたがって増大し、またおなじ階層では、宮城から佐賀にむかって増大する。つまり、家族労働の燃焼度は、一つは経営規模拡大に伴い、二つは年雇労働の排除に応じて高まる。けれども、反当労働日数は、家族労働の燃焼度が高くなるほど逆に低くなる。すなわち、上層農家ほど、また宮城、岡山より佐賀において少くなる。また「労働一日当り収量」は、反当労働日数が少い所ほど高くなる。その意味で家族労働の燃焼度が高くなるほど、生産力は上昇するといえる。整理すると、こうである。

段 階	反 当 労働日数	反当 収量	日当 収量	生 産 力 段 階	方 向
(1) 雇傭労働依存 (城) 宮上層	大↓ 小↓	大↓ 小↓	不変	土地生産力	労働集約化
(2) 家族労働専一 (山) 岡賀層 (岡) 佐下層	小↓ 大↓	小↓ 大↓	小 大	労働生産力	↙ 流動資本集約化 ↘ 経営規模拡大
(3) 家族労働主軸 臨時雇導入 (佐) 賀中層	小↓	大↓	大	労働生産力	固定資本集約化

すなわち、生産力を反当収量ないし日当収量に表現すると、これは経営規模と労働組織(様式)との関連で変化する

第11表 「佐賀段階」の経営分析

		佐 賀		奈 良	
		平 坦	田 作	平 坦	田 作
経営規模	調 査 戸 数 (戸)	5.	20.	7.	19.
	經 営 耕 地 (反)	17.1	18.1	13.5	14.0
	勞 働 力 (人)	2.4	2.7	2.7	2.7
反 当 収 支	水 稻 反 当 収 量 (石)	3.02	2.66	2.69	2.51
	1 日 当 勞 賃 (円)	2.18	1.90	3.05	2.57
	總 勞 働 日 (反当)(日)	33.6	38.5	43.9	48.9
	水 稻 勞 働 日 (反当)(日)	18.0	18.2	19.0	19.8
	農 業 収 入 計	203.9	183.1	222.3	220.6
	内 稻 作 収 入	134.2	108.5	127.0	104.6
	物 財 費 費	77.0	65.3	75.4	81.7
	勞 働 費 費	68.2	71.3	134.3	124.4
	費 用 価 格	145.2	136.6	209.8	206.1
	差 引 余 剩	58.7	46.5	12.5	14.5
	純 収 益	41.0	27.9	6.3	0.5
自家労働報酬	反 当	108.1	98.0	126.7	119.4
	1 日 當 勞 働 日 當	3.2	2.5	2.9	2.5
	家 族 農 従 者 1 人 當	770.2	657.0	633.5	619.1

註) 磯辺稿「いわゆる佐賀段階の形成過程」の第33 A,B 表を整理・抽出

る。生産力は家族労働の燃焼度のもっとも高い(経営規模がより大きく雇傭労働依存度により少い)層ないし地域で、最大に發揮される。反当収量と投下日数および両者の関係数として算出される日当収量はおなじ基礎の上で変化する。そして第(3)の段階で、反当投下労働△最小▽、反当収量△最大▽、日当収量△最大▽が結びつく。これを普通、人よんで「佐賀段階」と称した。ここに佐賀平坦部における中層進出の秘密の一つがある。

けれどもこれは、もっぱら生産力視点にたつ分析である。さらに価値視点を入れたつ、『中庸農家経営調査』(帝國農会昭和15年)⁽⁵⁾の分析によって、磯辺俊彦氏は新しい問題を提起する。第10表にみる佐賀と奈良との経営・経済比較がそれであり、概括するところである。

地域	水稻	反収	日当	反当総	(水稻反当)	労働日	労働日	農業	(稲作)	労働費率	収益率	反当自家
奈良	小	高	大	(大)	大	(小)	大	小	大	小	大	大
佐賀	大	低	小	(小)	小	(大)	小	大	小	大	小	小

すなわち、稲作収入は反当収量を反映し、佐賀に大、奈良に小である。けれども農業収入全体は奈良は佐賀を上廻る。佐賀が奈良より、裏作収入が低いことを含め作目が単純化され水稻に一元化しているからである。同時にこれは労働の集約度に反映し、奈良に高く、佐賀に低い。当然、反当の総投下労働および水稻作投下労働は、佐賀に少く、奈良に多い。これを反映し、反当労働費は佐賀に少く、奈良に多い。物財費(そのうち肥料費率は佐賀に少い)は大差ないので、費用価格も、佐賀に少く、奈良に多い。農業収入の差より、費用価格の両者の差が大きいため、余剰・収益率は、佐賀に高く、奈良に低い。ただ、反当自家労働報酬については、労賃水準の低さ、反当投下労働の少さを反映し、佐賀に少く、奈良に多い。けっきょく佐賀平坦部では、反当投下労働が少く、労賃水準も低いため、反当労働費が低くなり、これが純収益の高さを生んだ。けれども家族労働費と純収益の合計からなる自家労働報酬を反当で見ると、低くなっている。なぜか？ 佐賀平坦部における土地利用の低さ、集約度の低位性の反映である。もっとも自家労働報酬も、日当ないし家族従業者一人当りで見ると、やはり佐賀平坦部が高い。自家労働報酬については、反当と、日当ないし従業者一人当りでは、逆行する。さきの水稻生産力についての分析では、「佐賀段階」の反当投下労働最小という条件の下では、反当収量と日当収量はいずれもおなじ方向に動くことを指摘した。だがここでみるように、総収入を対象とした、自家労働報酬という価値形成の一指標でみるかぎり、反当と日当とは逆行関係にたっている。

これは、磯辺氏も指摘するように、「二期作体系から、いわゆる『佐賀段階』を形成する二毛作体系への移行は、農

民経営における再生産のありかたの変化としてみるならば(1)、裏作収入率の拡大(2)、労働費率の拡大(3)、小作料率の縮減の三路線を主要な展開方向としているが、これに対して昭和15年での奈良平坦農業は、これら三点において一層高い水準にあり、したがって佐賀平坦農業は『佐賀段階』の時点においてなおまだその水準にまで到達していなかった」といえるだろう。つまり、当時の佐賀平坦農業は、集約性という点では、奈良農業に一步譲るが、水稻反当投下労働の縮減(労働生産力の増大)が、水稻反当収量の増大(土地生産力の上昇)を、主導・規制しつつ進んだという点では、やはり当時の日本農業の最高水準に到達していた。

労働生産力を主要指標とする生産力の展開が、とくに水稻作とのみ結びついてすんだ理由は二つある。先にも示したように、一つは北九州工鉱業地帯に成立・展開する労働力市場への異状な労働力流出と、それに対応する農業内部の労働組織の再編である。再編とは、年雇放出↓家族労作経営確立↓家族労働完全燃焼(農繁期補助労働としての臨時雇導入)の追及である。家族労働の完全燃焼は、当初労働の集約化をもとめるが、その限界点で、資本集約化に移行する。そしてこれはまた、外部経済への閉鎖性が強いのか、解放性が強いかに従って変わってくる。佐賀平坦部の場合、もちろん外部経済への解放性が異状にたかまり、労働力流出↓農業労働力不足が規定要因となったため、資本集約化・労働生産力の上昇を追及せざるを得なかった。これがまた家族労作経営のギリギリまで、経営規模拡大を追及する要因となる。

二つは、おなじく北九州に成立・展開する米市場である。水田平坦という自然条件と、この市場条件が、商業的農業の発展を米に限定する。商業的農業の方向をもっぱら米に、固定・限定する必然性と可能性は、同時に、作目構成の多彩化↓経営の多角性を追及する集約化を排除し、経営規模拡大を通じる水稻労働生産力の上昇を追及させる。

第12表 経営規模別構成の変化

次	～5反	5反～1町	1町～2町	2町～3町	3町～5町	5町以上
明治41年	(100) 35.8%	(100) 35.0%	(100) 18.1%	(100) 8.1%	(100) 2.2%	(100) 0.4%
大正1年	(91) 32.8	(109) 38.2	(116) 21.1	(76) 6.2	(59) 1.3	(25) 0.1
6年	(86) 31.0	(103) 36.2	(134) 24.4	(80) 6.5	(68) 1.5	(25) 0.1
11年	(76) 27.5	(103) 35.0	(164) 29.7	(79) 6.4	(54) 1.2	(7) 0.03
昭和2年	(76) 27.3	(104) 36.7	(155) 28.1	(79) 6.4	(54) 1.2	(12) 0.05
7年	(71) 25.5	(98) 34.3	(177) 32.2	(79) 6.4	(54) 1.2	(7) 0.03
12年	(71) 25.5	(97) 34.0	(176) 32.0	(85) 6.9	(63) 1.4	(10) 0.04
14年	(71) 25.5	(88) 31.0	(186) 33.7	(97) 7.9	(72) 1.6	(7) 0.03

註 中央物価統制協力会議「日本に於ける農業経営並に土地所有の変遷に関する参考資料」

以上によつて、佐賀平坦部農業における、家族労作経営の上限までの経営地（水田）の拡張の必然性は、ほぼ明かである。事実、第11表にも明かなように、一・二町層は、昭和14年、明治末の約二倍、33・7%の比重をしめるまで膨脹する。全国水準に照すと、起点においては、一・二町層は19・5%（全国）、18・1%（佐賀）とほとんど変らなかつたのに、昭和14年には、全国平均では24・1%にすぎないことと比べると、佐賀平坦部における「中層進出」は、顕著である。

なお、この「中層進出」が、農民運動の激発と結びつかず、「自小作前進」と結びついたのである。佐賀平坦における寄生地主制の確立の遅れと、相対的な弱さに関連する。事実、小作料率も機械揚水普及時の50%から、この時期35%に著減している。全国水準でいえば、同じ期間にほぼ55%から50%への低下にすぎない。

総じていえば、水田平坦部という条件にもかかわらず、寄生地主制の確立はおそく（土地制度としてはより古い残

存物がおそくまで残る）、かつその変容は早かった。おなじように、零細農耕という条件の下での、労働集約化は早く限界をつき、資本集約化に移転する。ここに自小作中層前進の必然性がある。したがって、戦後にひきつづく問題の主軸の一つもここにある。

四 「佐賀段階」と水体系

——水利用体系の再編過程——

佐賀平坦部農業を養う水体系は、河川（主として嘉瀬川）用水と、これをうけるアミの目状のクリークと、海岸ぞい干拓地の淡水（アオ）利用の三者からなる。

(1) **用水路** 嘉瀬川には大小一四の用水路がある。今月では、北山ダムの完成にともなう幹線用水路整備によって合口されたものもあるが、原型について上流からあげると、次のようである。西芦刈水道（1・197町）、市ノ江水道（1・161町）、小寺井樋（351町）、石井樋（6・017町）、東芦刈水道（950町）、禅門井樋（300町）、萩野井樋（180町）、水取井樋（522町）、他に100町未満の受益面積をもつ小用水路が六つある。もちろんその中軸は石井樋（多布施川）である。嘉瀬川の水は、これら大小の用水路にほとんどくみつくされ、その包蔵水田1万1千町を養う。

(2) **クリーク** 第12表に示すように、佐賀平野全体でクリーク面積の関係水田面積にしめる比は、6・2%であり、その包蔵水量は、関係水田の灌漑期間の総用水量の6・3%である。とくに佐賀平坦はたかく、そのなかでも神崎郡に密度が濃い。おおざっぱにいうと、分布は平坦中心部に濃く、北部山麓および南部海岸線に近づくにしたがってう

第13表 用水堀調査総括表

	郡名	用水堀面積 (A)	用水堀容積 (B)	用水堀均深 平水	水面田積 (C)	$\frac{A}{C}$	灌漑用水量 (D)	$\frac{B}{D}$
		町	千 m^3	m	町	%	千 m^3	%
三養基 平基坦	三基基	159.8	1,899.6	1.19	4,046	3.9	49,615	3.8
佐賀 平坦	神埼 佐賀 小城	336.5	5,207.1	1.55	3,737	9.0	53,466	9.7
		893.9	9,762.5	1.09	10,575	8.5	107,663	9.1
		209.6	2,699.8	1.29	3,805	5.5	47,424	5.7
白平	石垣 杵藤 島津	202.2	1,612.6	0.80	6,148	3.5	68,589	2.3
		19.9	72.7	0.36	836	2.3	9,829	0.7
	計	1,821.9	21,254	1.17	29,147	6.2	336,586	6.3

註 佐賀県「クリーク実態調査報告書」P7 による

すくなる。また各河川に近いところでは少く、遠ざかるにしたがって密になっている。

(3) 淡水利用

新しい干拓地では、用水権がないので、どこでも灌

漑水が足りない。淡水利用とは、既耕地の余剰水を、潮の干満を利用して水田に導入することである。佐賀平坦部には、佐賀江、八田江、本庄江、福所江等いくつかの排水河川があるが、その感潮区間では、満潮時は河水が停滞するどころか、かえっておしもどされる。塩水は下にもぐり、淡水は上におしあげられるので、これをうまくすれば、満潮時に上る水位によって、水田に淡水を自然導入できる。この理屈を応用したのが淡水利用である。典型的には、筑後川下流部に水を吐く佐賀江沿岸にみられる。しかも佐賀江は、海岸線にタテに注いでいるのでなく、海岸線にヨコに流れて、筑後川に注ぐ。ために河水はいっそう停滞する。さらにこれを直線ではなく、「鐘子の弦」と呼ぶように、茶ピンの柄のように馬蹄型に水を廻して、蛇行させれば、水の停滞・溜蓄は大きくなる。かつてはこれを舟運の便にも使ったが、現在では潮圧を利用して灌漑水にとりこむだけである。以上の水利用の体系を分類すれば、こうである。

地 域

水 源

利用形態

クリーク形状

(クリーク地域)

一 平野部5メートル等高線以北	河水導入クリーク	自然 灌 溉	直線型小溝渠状
二 5メートル等高線以南、嘉瀬川以東	河水貯留クリーク	揚 水 灌 溉	迷路状大溝渠型
三 同上嘉瀬川以西牛津川以東	河水貯留クリーク	揚 水 灌 溉	直線状大溝渠
四 六角川・住ノ江川間	雨水貯留クリーク	揚 水 灌 溉	直線状池溝

(非クリーク地域)

五 北部山麓地域	河川または溜池	自然 灌 溉	
六 河川沿い地域	河 川	自然 灌 溉	
七 旧南川副より北有明にいたる有明海沿岸	湛水田ないし作井	湛水ないし地下水揚水	
八 筑後川沿い	排 水 河 川	“アオ”利用	

以上のように、佐賀平坦は大小の河川の用水路と、これをうける無数のクリークと、淡水利用によって、余廢水をも反覆利用してきた。これは、水の精緻な回収装置であり、水を陸上に「溜蓄」するすぐれたメカニズムである。このように、水を執拗に利用しつくす体系は、長い歴史過程を経て形成されたものである。すでに原型は、大化改新の条理制にあった整然とした耕地と溝渠（平坦北部5メートル等高線より上に残る前述(1)の直線型小溝状クリーク）の配列にみられる。莊園制以降、封建制の形成過程において、自然陸化と干拓のすすめられた地域に、前述(2)の「迷路型大溝渠」クリークが、さらに加わり、また有明海にむかって南下し、低下した地帯に、淡水利用機構がつくられた。そして封建制の再編過程、近世初頭、鍋島藩の武将であり、すぐれた土木技術者であった成富兵庫によって、この体系は一応の完成をみた。けれども、この水利用体系は、明治以降すでにくつかの破綻をみせている。

(1) 問題の一つは干拓との関係である

近世以降とくに幕末期と明治以降、数次の干拓が行われ、干拓前線のはびた。けれども既耕地の用水体系は干拓の進展に応じて再編成されていらない。体系化していた水利は新干拓地の出現によって当然破綻を生じる。この間の論理を『疏導要書』³⁾に借りればこうである。「新地ヲ築立テ国ヲ広ムルモ可然ナルヘケレトモ、数里ノ間右ノ如ク渴道ヲ捋ラヘ、年ヲ経テ新地出来耕作ヲモ営ム程ニナリテハ、川筋ノ水吐只様遠ク、今ニテサヘアルニ後年ニ至リ水害弥強ク可相成事トソ思ハルナリ、諫早ノ海モ数百町ノ捌ヲ仕立テシヨリ耕作ノ益是アリト雖モ古来ヨリノ地面ハ年々水滯シテ損耗多ク成リタルコトノ由、是以前ナキコトナレトモ、右ノ捌地ヲ築立シヨリ江筋遠ク、屈曲出来テ水吐ノ弁利宜カラサル所ヨリ如此ト聞及フ」旧来の既耕地は常に浸水の危険にさらされ、新干拓地は、用水の保証がないため、絶えず水不足に悩まされる。

(2) 問題の二つは水利慣行との関係である。

大小の用水路のなかで、ずぬけて大きいのは石井樋に取水する大井手(多布施川)である。大井手は旧藩時代佐賀城用水と本藩領の水田用水をまかなうため開設され、ために他の用水路に比して優先取水する特権をもった。この慣行は明治以降にも存続し、配水は大井手(左岸側、佐賀本藩)と、西芦刈(右岸側、小城支藩)との間で、前者12・7、後者1の割合である。配水規定は両者の受益面積の差ではなく、大井手側への慣行による特惠措置である。西芦刈水道側は、その分水口の浚渫をするにあたって、毎年「……浚渫為例年の通り施行致候事、取極め候条御立会相成度」という「陳情書」を、酒3升到そえて、多布施側にさしだしていた。また少しカンバツ気味になると、「……現在の流量では大字川上地内の一部しか灌漑できませんので、仮土俵積約一〇〇米増設し、三〇センチ程度の増水を図り度く」といった「陳情」を、その度に、大井手側にしなければならぬ。その他、各用水路本支川の取入口の大きさ、堰樋門の大小、型、材料はガンジガラメの慣行にしばられている。(現在でも

北山ダムができて洪水調節と農業用水の確保が図られて、こういう慣行が破られねばならない段階がきているにもかかわらず、なお大部分は残っている。嘉瀬川利水における本藩（多布施Ⅱ大井手側）と支藩（東・西芦刈側）の区別は厳然と生き残っていたわけである。

(3) 問題の三つは、河川用水慣行とクリーク用水慣行との関連である。普通、河川用水の場合は所有に関しては総有（直轄河川、県管河川、市町村管河川等）関係にある。したがって慣行とはその利用形態を規定したものである。その点、嘉瀬川においても、特別の違いはない。けれども、クリークは耕地に附属したものである。そのかぎりでは若干の例外を除くと、普通、所有形態は私有である。しかもその利用は、泥土揚げ等、共同で行わねばならない。耕地の私有とそこにおけるユイとおなじような関係が成立する。△総有・個人（ないし部落）利用・△の河川用水慣行と、△私有・共同利用・△のクリーク用水慣行とが複雑に結びついている。

以上のような水の所有、利用の基盤の上で、佐賀平坦部農業は営まれた。したがって前に掲げた「クリーク地域」の分類のなかで、(1)を除く他の(2)(3)(4)地域では、クリークから田面への人為・人工による揚水が、稲作の最大の課題であった。揚水が「打ち桶」から水車（踏み車）にかわったのは徳川中期だが、それ以後、大正中期までは、その水車が唯一の揚水手段であった。その意味では、揚水労力が経営能力・規模の最大の規定要因であった。水田経営では普通、労力需要のピークは春季耕↓植付過程と秋季の收穫↓調整過程にあるのだが、佐賀平坦部では、田植前後とそれにつづく補水過程にあった。カンバツ時には、クリークの水位が下ると、水車を一段かけるだけでは足りず、2段、3段とかけ継がねばならない。3段であれば、一時に3人の苦汗労働が必要になる。この問題を解決するため、一つには二期作形態がとられ、他方では多くの年雇労働が導入された。

けれどもクリーク用水基盤とその上での揚水労働限界の上に組み立てられた水稻二期作形態は、三化メイ蟲被害激発の好恰の土台であった。もちろん、メイ蟲対策への関心は独り佐賀県だけではない。全国どの地域をとっても、明治期農業の最大の課題であった。明治末葉、帝国農会の組織化とともに、その系統を通ずる技術指導の一環として、メイ蟲対策が国の補助金をともなつて、末端農家にも滲透していった。また、明治中葉以来の調査・研究で、三化メイ蟲の第一回発蛾期が6月20日前後におわることをつきとめられた。したがって、佐賀平坦部で二期作慣行をやめ、稲の移植期を後期一本にしれば、メイ蟲被害から逃げることができるという確認もされた。けれどもそれは学理上の確認であつて、平坦部一円の事実の検証によつたものではない。

大正中葉までは、県当局は毎年、「稻田ニ於ケルメイ蟲駆除ノ為」、「県令」をだしたが、その方法は、明治45年の「県令」⁽⁶⁾に規定した「採卵」、「捕蛾」、「注油」、等をでない。大正10年5月の県会にいたるまで、この方法に変化はなかった。また、明治中期から末期にかけて佐賀県農事試験場で行われていた「三化メイ蟲点火誘殺蛾調査」の成績を、平野全域に検証するため、大正11年の「告示」では「稲害虫⁽⁶⁾知燈設置規定」を定めて、平野全域を12区に区分して、驗知燈を設置している。その他いくつかの試行錯誤をしていくが、学理的には早、中期をやめて、移植6月20日以降の晩稲一本にしぼる、メイ蟲からの「遁作農法」しかないことを、再確認しただけであつた。

だがこの遁作農法を可能にするには、クリーク用水基盤＋踏車用水の水体系を根本的に改めるか、より多くの労力を一時に投入するほかはない。けれども後者については、労力を多くするどころか、大正に入つて年雇給源は急速に枯渇し、揚水労働を人海戦術にゆだねることはできない。残る方法は、用水体系の根本的再編である。すなわち、クリークへの揚排水依存を全面的に止揚し、クリークそのものをつぶして、整然とした用・排水路を設置することである。けれ

どもこれは、土地に高低の少い干拓地の自然条件、耕地およびクリークの所有条件、土地投資の資金源等で、実現には多くの障壁がある。とすればさらに残る手段としては、クリーク用水基盤は旧来のまま、その上の踏車用水を能率化することである。すなわち、人力による踏車を、機械に変えることである。クリーク用水基盤は不変でも、揚水能率を機械によって高めれば遁作は可能になる。幸い、小型電動機とヒューガルポンプの結合による揚水が、旧来の足踏水車の数十倍の能率を発揮することを実証した。大正9年、大井手水利組合は、その受益面積4・500町歩に対し、一気にこの方法を採用する事業計画を発表し、同12年6月には全工事を完了した。また平野部の他の水利組合もあいついで、電気灌漑施設を完成した。こうしてクリーク用水基盤と電気灌漑の新しい水利体系が完成し、この体系の上に、遁作農法（二期作形態止揚）―一期作水稻（裏作麦）形態が推進される。

県当局の当時の「告諭」にいう。「……本県古来ノ慣行タル早晚稲ニ依リ著シク移植期ヲ異ニスル稲作法ヲ改良シテ其ノ移植期ヲ第一期メイ蟲発生ノ終熄後即チ六月二十日以降トシ本田ニ於ケルメイ蟲ノ發生蕃殖ヲ防クト共ニ苗代ニ於テ極力駆除ヲ行ヒ以テ其ノ根源ヲ絶ツニ在リ然ルニ此等ノ地方ニ於テハ農家一戸当リ耕作反別比較的多キカ為勞力ノ分配、水利ノ關係等ヲ顧慮シ来タ之ヲ実行力ルニ至ラサリシカ時世ノ進運ハ農業経営ノ革新ヲ促スコト急ニシテ徒ラニ旧慣ヲ墨守スルヲ許サス今ヤ各種改良農具ノ利用ニ依リ勞スヲ節約シ得ルノミナラス動力ヲ利用シテ機械灌漑ヲ行フノ途啓ケ之カ普及ヲ見ムトスルノ趨勢ニ在リ為ニ一期作実行上多大ノ障害ヲ一掃スル」晩稻一期への統一化の基盤はできても、なお二期作形態が根強い慣行として残ることをおそれた県当局は、この告諭のほかに、12年以降も数回にわたって「県令」をだして、移植期引下げと、万一6月20日以前に本田移植する場合、旧来の方法（採卵、捕蛾、注油、点燈誘蛾等）をもあわせ用いるよう指令している。けれども、事実は大井手水利組合関係はもちろん、平坦部全域にわたってほとんど100%（96%）の実施率をみた。

大正12年を劃期とする、クリーク用水基盤十電気灌溉体系の確立は、旧来の二期作形態に制縛されていた農業技術を、大きく近代化に解放する。

その一つは、農機具とりわけ犁の改良である。旧来、西南二毛作地帯には、「西南馬耕」としてその先進性を誇った老農技術の主軸、「抱持立犁」があった。さらに寄生地主制確立期には、この老農技術の延長線上に、旧来の「無床犁」の性能（牽引抵抗少、深耕適）と、「長床犁」の安定性をとって、「短床犁」が生みだされた。明治35年に開発された「短床犁」は、明治末—大正初には、福岡をはじめとする西南二毛作地帯に広く普及した。けれども、佐賀平担部においては若干事情を異にした。ここでは明治中期、平坦部特有の重粘土という土質・土壤条件もあって耕起用には「大型」、撥土反転用には「くれ返し犁」、代掻には「水田犁」と区分されていた。それが明治末、短床犁の導入によって、前二者が一つに単純化される。だが、その普及が他の西南二毛作地帯のようにすすまない。短床犁普及は、電気灌溉体系確立を基礎にして大正末、昭和初にはじめてすすむわけである。

その二つは、品種問題である。前述のⅠ(3)で示したように、大正中期までは、晩生種「神力」への統一はおくれた。おくれたばかりでなく、前掲第7表を参照すると分るが、「神力」の最盛期はむしろ明治末にあって、その後はかえって減少しているし、逆に早生の「早神力」「都」「膝八石」の最盛期は、大正中期にある。品種分散はそれだけ激しかったわけだ。それが、電気灌漑普及を期に、急速に「神力」に統一化される。「神力」、「神力一号」、「神力二号」、「兵庫神力」の四種で、昭和2年には全水田面積の50%を領した。また、「神力二号」だけで、昭和3年2・2万町歩を支配し、既往の品種のなかで、もっとも統一性を発揮した。けれども、「神力」の肥料基盤は大豆粕である。その大豆粕は、大正末の輸入硫酸の激増、昭和恐慌後の国内硫酸の生産確立にとってかわられる。大豆粕を基軸とする肥料体

系の上でおそるべき多収性を發揮した「神力」も、速効性無機質肥料の上では、徒らに、その耐病性の弱さ、稔実不良障害等の脆さを露呈する。硫安を中心とする肥料体系の上で、さらに新品種がもとめられ、事実、それ以後九州各県の水田に最大の普及面積をもつ「旭」が登場した。ただ佐賀平坦では、肥沃土壌という関係もあって、「旭」とおなじ性質をもつ「神徳」が普及した。最盛時、昭和6年の1・4万町である。けれども「旭」にせよ、「神徳」にせよ、昭和初頭の米穀検査制度の要求たる品質重視主義に対応するものであった。やがて品質第一主義は崩れ、品質は劣るが、多収で重量の多い「神山」にその席を譲らねばならない。昭和10年以降、「神山」が平坦部水田の過半を支配する。以上のように、電気灌漑普及を劃期として、水稻品種もまた、急速に統一化される。

その三つは、商品化米における農民主導権の確立と、これの大衆（低質）消費米との結合である。先（Ⅰの②）にふれたように、全国的にも大正末までは、商品化米の主導権を握ったのは地主である。米穀検査制度は、その地主層の利益をなにより代表するものであった。だが佐賀平坦部では、地主制の性格を反映して、米穀検査制度の確立がおかれる。その確立は、大正末・昭和初である。ところが当時は、すでに全国的には商品化米の主導権を漸く農民が握りはじめる。佐賀平坦部ではすでに大正中期、商品化米にしめる生産者米比率が過半を制していた（生産者米というなかには當時はもちろん年雇をもつ自作大経営が多い）ので、昭和初葉には、全国水準より当然、農民米比率は高くなっている。寄生地主制の確立はおくれ、米穀検査制度の完成もおくれるが、地主制が固く確立しない前に変容をはじめのように、検査制度もその確立時には、すでに農民に主導権を握られたようである。昭和の大恐慌あけ、市場でいえば北九州市場、品種でいえば「神山」、いわば地域大衆米市場を対象とし、低質大量を特徴とする、農民米が進出していく。

以上の条件を基盤としつつ、昭和12～15年に頂点を示す「佐賀段階」の担手、自小作中層が形成される。そして

この基礎条件は、何度もいうように大正12年の、クリーク基盤+電気灌漑の水体系の再編にある。だが同時に、このことのなかに、戦後の「佐賀農業の生産力停滞」の、秘密の一つがある。なぜかなら、水体系の危機を、電気揚水によって、いったんはつくろっても、その基礎たるクリークには、なんらの変革はないからである。

註(1) 佐賀県『クリーク実態調査報告書』(昭和30年刊)による

(2) 成富兵庫の事績については、真田真蔵『偉人成富兵庫』(大正6年刊)、佐賀県耕地協会『佐賀県干拓史』(昭和15年刊)小出博『嘉瀬川と成富兵庫』等にくわしい。

(3) 南部長恒『疏導要書』(天保5年)尚、全文のプリント版を戦後佐賀県庁より刊行。大意は前掲『佐賀県干拓史』にもある。

(4) 拙稿『河川経済論』(『水利科学』1巻3号)

(5) この点については、前掲『佐賀農業の展開過程』にくわしい。

(6) 佐賀県告示第百三十六号「稲害虫検知燈設置規定」(大正11年4月6日)

(7) 佐賀県告諭第一号(大正12年2月16日)

(8) 佐賀県令第二十四号(大正12年4月18日)、佐賀県令第三十五号(大正14年5月13日)等で、「稲本田に於けるメイ虫駆除のため本年六月二十日前本田に移植したものは害虫駆除予防法第三条に依り」「点火誘殺」等をしななければならないと、いつ

ている。

(9) 前掲「九州地方における水稻品種変遷の立地学的考察」